

<h1>名古屋市公報</h1>	令和元年 7月24日	第12号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例 例 (教育・総務課) (第6号)	4
○ 火災予防条例の一部を改正する条例 (消防・総務課) (第7号)	5
○ 名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例 例 (消防・総務課) (第8号)	6
告 示	
○ 粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託について 例 (環境・作業課) (第162号)	7
○ 身体障害者福祉法による医師の指定 (健福・障害企画課) (第163号)	12
○ 身体障害者福祉法による医師の指定辞退 (健福・障害企画課) (第164号)	17
○ 有料公園施設の供用時間の変更について 例 (観光・名古屋城総合事務所) (第165号)	19
○ 有料公園施設の供用時間の変更について 例 (観光・名古屋城総合事務所) (第166号)	20
○ 有料公園施設の供用時間の変更について 例 (観光・名古屋城総合事務所) (第167号)	22
○ 特定計量器定期検査の実施 (市経・消費流通課) (第168号)	23
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について 例 (緑土・緑地管理課) (第169号)	25
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課) (第170号)	26
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止 (健福・介護保険課) (第171号)	30
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について 例 (住都・住宅管理課) (第172号)	33
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について 例 (健福・障害者支援課) (第173号)	39
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について 例 (健福・障害者支援課) (第174号)	42
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について 例 (健福・障害者支援課) (第175号)	43
○ 指定特定相談支援事業等の廃止について 例 (健福・障害者支援課) (第176号)	45
○ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島の臨時開館について 例 (健福・高齢福祉課) (第177号)	46

上 下 水 道 局 告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第3号) 47
-

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の
公告 (市経・地域商業課) 55
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (市経・地域商業課) 56
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (市経・地域商業課) 58
- 農業委員会総会の開催公告 (農業委員会) 67
-

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例（第 6号）
 - 1 改正内容
幼稚園の授業料について、規定の整備を行います。（第 1条及び別表関係）
 - 2 施行期日
令和元年10月 1日から施行します。

- 火災予防条例の一部を改正する条例（第 7号）
 - 1 改正内容
住宅用防災警報器等の設置の免除について、必要な事項を定めます。（第36条の 6関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

- 名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例（第 8号）
 - 1 改正内容
地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、浮き屋根を有する特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額の改定を行います。（別表関係）
 - 2 施行期日
令和元年10月 1日から施行します。

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月18日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第6号

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに名古屋市立の幼稚園の授業料」を削り、同条に次の1項を加える。

2 名古屋市立の幼稚園の授業料は、徴収しないものとする。

別表中 「別表（第1条関係）
別表中 高等学校」を「別表（第1条関係）」に改め、同表幼稚園の表を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7月18日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第 7号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第36条の 6中「それぞれ」の次に「当該」を加え、同条第 1号中「作動時間が60秒以内」を「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第 2号）第12条の表の中欄に掲げる種別が 1種」に改め、同条中第 6号を第 7号とし、第 5号の次に次の 1号を加える。

- (6) 特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第 156号）第 3条第 2項及び第 3項に定める技術上の基準に従い設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7月18日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第 8号

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表危険物製造所等の設置の許可の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月 1日から施行する。

名古屋市告示第 162号

粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のように手数料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和元年 7月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した相手方

委託した相手方
名古屋市中村区鳥居西通 1丁目 1番地 株式会社アオキスーパー 代表取締役社長 青木 俊道
名古屋市北区浪打町 2丁目35番地 国分グロースチェーン株式会社 中部運営部 部長 山地 浩史
名古屋市守山区森孝東一丁目 509番地 株式会社清水屋藤ヶ丘店 代表取締役 清水 隆行
名古屋市中村区名駅五丁目25番 1号 イオンリテール株式会社 東海カンパニー人事総務部長 木村 英二
名古屋市千種区内山二丁目13番 株式会社スギヤマ薬品 代表取締役社長 杉山 貞之
名古屋市緑区六田一丁目 160番地

<p>株式会社スーパーヤマダイ 代表取締役 近藤 智也</p>
<p>名古屋市中村区名駅五丁目25番 1号 イオンリテールストア株式会社 東海カンパニー管理部長 木村 英二</p>
<p>東京都千代田区岩本町三丁目10番 1号 山崎製パン株式会社 デイリーヤマザキ事業統括本部長 伊達 宏和</p>
<p>名古屋市千種区今池二丁目27番22号 名古屋市公設市場協会 会長 福島 昭夫</p>
<p>名古屋市中区正木一丁目10番 6号 名古屋酒販協同組合 代表理事 藤村 和優</p>
<p>名古屋市熱田区川並町 2番22号 名古屋青果物商業協同組合 理事長 小杉 利憲</p>
<p>名古屋市東区矢田南一丁目 6番32号 愛知県たばこ販売協同組合名古屋東支部 支部長 大矢 武</p>
<p>愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反 107番地 名古屋北部青果物商業協同組合 理事長 須田 勇</p>
<p>岐阜県多治見市大針町 661番地の 1 株式会社バロー 代表取締役 田代 正美</p>
<p>大阪市鶴見区今津南一丁目 5番32号 株式会社コノミヤ 代表取締役 芋縄 隆史</p>
<p>名古屋市北区丸新町34番地</p>

株式会社ビー・アンド・ディー 代表取締役 正木 寛
東京都港区芝浦三丁目 1番21号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田 貴司
名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番 6号 株式会社フィールコーポレーション 代表取締役 串田 崇
千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地 1 ミニストップ株式会社 代表取締役 藤本 明裕
和歌山市中島 185番地の 3 株式会社オークワ 代表取締役 神吉 康成
名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の 1 生活協同組合コープあいち 専務理事 小野 修三
名古屋市東区葵三丁目15番31号 株式会社ヤマナカ 代表取締役 中野 義久
愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ユニー株式会社 代表取締役 大原 孝治
名古屋市中川区宮脇町 2丁目11番地 株式会社義津屋 太平通り店 店長 国弘 隆靖
名古屋市中区金山一丁目14番18号 株式会社ローソン 愛知・静岡運営部運営部長 福井 秀樹
名古屋市長区池上台二丁目20番地

株式会社米増商店 代表取締役 近藤 恒人
名古屋市中区伊勢山二丁目 7番28号 愛知県たばこ販売協同組合名古屋中支部 支部長 河野 章
東京都千代田区二番町 8番地 8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 古屋 一樹
名古屋市西区玉池町36番地 山崎製パン株式会社名古屋工場 執行役員工場長 川北 真樹
名古屋市中区錦一丁目18番22号 マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知
名古屋市守山区大字上志段味字山の田1033番地の 4 倉知商店 代表者 倉知 幹雄
名古屋市東区東大曾根町25番 9号 株式会社不二屋 代表取締役 成瀬 敏典
名古屋市北区杉栄町 2丁目48番地 株式会社トミダ 代表取締役 富田 克美
名古屋市中村区名駅五丁目25番 8号 イオンビッグ株式会社 代表取締役 宮崎 剛

2 収納を委託した手数料

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4年名古屋市条例第46号）第32条第 1項に規定する一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ処理手

数料に限る。)

3 委託期間

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

ただし、イオンビッグ株式会社については令和元年 6月 1日から令和 2年 3月31日までとする。

名古屋市環境局事業部作業課

名古屋市告示第 163号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

令和元年 7月16日

名古屋市長 河 村 たかし

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 名	指定年月日
名古屋市立東部医療センター (千種区)	吉田 直子	視覚障害	令和元年 7月 1日
名古屋市立東部医療センター (千種区)	岩橋 大輔	聴覚、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害	
名古屋市立東部医療センター (千種区)	永谷 祐子	肢体不自由	
名古屋市立東部医療センター (千種区)	井上 裕康	肢体不自由	
愛知県がんセンター (千種区)	藤原 那沙	肢体不自由	
東海病院 (千種区)	西垣 英治	ぼうこう直腸の機能障害	
大幸砂田橋クリニック (東区)	前田 裕子	じん臓の機能障害	
名古屋ハートセンター (東区)	松本 晃典	心臓の機能障害	
名古屋市立西部医療センター (北区)	柴田 帝式	肢体不自由	
名古屋市立西部医療センター	山田 剛平	肢体不自由	

一 (北区)		
名古屋市立西部医療センター 一 (北区)	駒 直樹	肢体不自由
名古屋市立西部医療センター 一 (北区)	羽田 裕司	呼吸器の機能障害
大隈病院 (北区)	川村 康博	聴覚、平衡、音声・ 言語の機能障害
大隈病院 (北区)	牧 美奈	そしゃくの機能障害
大隈病院 (北区)	上坂 十四夫	肢体不自由
名鉄病院 (西区)	森弘 卓延	じん臓の機能障害
愛知県済生会リハビリテー ション病院 (西区)	鬼頭 晃	肢体不自由
多和田医院 (西区)	河渡 恒延	じん臓の機能障害
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	吉岡 裕一郎	ぼうこう直腸の機能 障害
名古屋医療センター (中区)	伊藤 和彦	視覚障害
名古屋医療センター (中区)	加藤 健	聴覚、平衡、音声・ 言語、そしゃくの機 能障害
名古屋医療センター (中区)	吉野 能	ぼうこう直腸の機能 障害
名城病院 (中区)	中込 敏文	心臓の機能障害
名城病院 (中区)	白崎 有正	じん臓の機能障害
名城病院 (中区)	馬嶋 俊	呼吸器の機能障害
本町クリニック (中区)	服部 優子	肢体不自由

久屋クリニック本院 (中区)	笹木 秀幹	肢体不自由
久屋クリニック本院 (中区)	有川 喜代志	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	向山 宣昭	音声・言語の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	橋詰 淳	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	三島 健一	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	竹上 靖彦	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	奥村 貴裕	心臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	佐藤 和秀	呼吸器の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	吉澤 淳	肝臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	城原 幹太	肝臓の機能障害
名古屋第二赤十字病院 (昭和区)	鳴海 俊治	じん臓の機能障害
名古屋第二赤十字病院 (昭和区)	後藤 憲彦	じん臓の機能障害
名古屋市児童福祉センター (昭和区)	宇佐美 有子	視覚障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	柴田 優	視覚障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	小川 真司	心臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	鈴木 大成	じん臓の機能障害
名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院 (瑞穂区)	佐藤 千香子	肢体不自由
藤田医科大学ばたね病院 (中川区)	奥村 聡	心臓の機能障害
名古屋掖済会病院	佐藤 千晃	視覚障害

(中川区)		
名古屋掖済会病院 (中川区)	岡本 岳史	じん臓の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	浅野 俊明	呼吸器の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	山口 直哉	ぼうこう直腸の機能障害
中部労災病院 (港区)	奥村 衣里子	肢体不自由
中京病院 (南区)	仙田 翠	視覚障害
中京病院 (南区)	馬淵 まりえ	肢体不自由
大同病院 (南区)	近藤 和久	心臓の機能障害
大同病院 (南区)	堀部 兼孝	聴覚障害
大同病院 (南区)	加地 郁子	視覚障害
大同病院 (南区)	三輪 恵里奈	肢体不自由
大同病院 (南区)	辻内 高士	音声・言語の機能障害
大同病院 (南区)	横井 剛	小腸の機能障害
大同病院 (南区)	菊池 正和	肝臓の機能障害
大同病院 (南区)	安井 竜志	呼吸器の機能障害
善常会リハビリテーション病院 (南区)	梶原 敏夫	肢体不自由 音声・言語、そしゃくの機能障害
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	石田 愛	聴覚、平衡、音声・言語の機能障害
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	榮枝 裕文	肢体不自由
総合病院南生協病院 (緑区)	高柳 猛彦	心臓の機能障害

相生山病院 (緑区)	服部 亜希子	肢体不自由
いとう脳神経クリニック (緑区)	伊藤 元一	肢体不自由
きむら内科小児科クリニック (緑区)	木村 仁志	じん臓の機能障害
名古屋記念病院 (天白区)	椎野 憲二	心臓の機能障害
名古屋記念病院 (天白区)	戸川 昭三	小腸の機能障害
名古屋記念病院 (天白区)	福岡 伴樹	ぼうこう直腸の機能障害
新生会第一病院 (天白区)	藤井 恵	肢体不自由

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 164号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和元年 7月16日

名古屋市長 河 村 たかし

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
名古屋通信病院 (東区)	大橋 雅玄	聴覚、平衡、音声・言語 そしゃくの機能障害
名古屋ハートセンター (東区)	辻本 悟史	心臓の機能障害
医療法人すみれ会中央病院 (東区)	野村 利夫	肢体不自由 呼吸器の機能障害
総合上飯田第一病院 (北区)	久納 美蓉子	じん臓の機能障害
総合上飯田第一病院 (北区)	中村 さつき	呼吸器の機能障害
愛知県済生会リハビリテーシ ョン病院 (西区)	安井 章裕	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	竹内 英司	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋大学医学部附属病院	渡邊 宏久	肢体不自由

(昭和区)		
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	川頭 祐一	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	増田 智広	じん臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	石井 貴子	じん臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	杉谷 和彦	視覚障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	藤原 弓恵	視覚障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	向井 俊貴	ぼうこう直腸の機能障害
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	飴本 剛之介	ぼうこう直腸の機能障害
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	伊藤 徹	ぼうこう直腸、じん臓の機能障害
総合病院南生協病院 (緑区)	佐藤 竜輔	肢体不自由 心臓、呼吸器の機能障害
総合病院南生協病院 (緑区)	浜 幸洋	心臓の機能障害
総合病院南生協病院 (緑区)	上野 芳郎	肢体不自由
名古屋記念病院 (天白区)	草深 裕光	じん臓の機能障害
名古屋記念病院 (天白区)	菅 志乃	心臓の機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 165号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

令和元年 7月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称
名城公園名古屋城

2 変更内容

令和元年 8月 1日から同月 8日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 5時30分まで」に変更します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

名古屋市告示第 166号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

令和元年 7月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

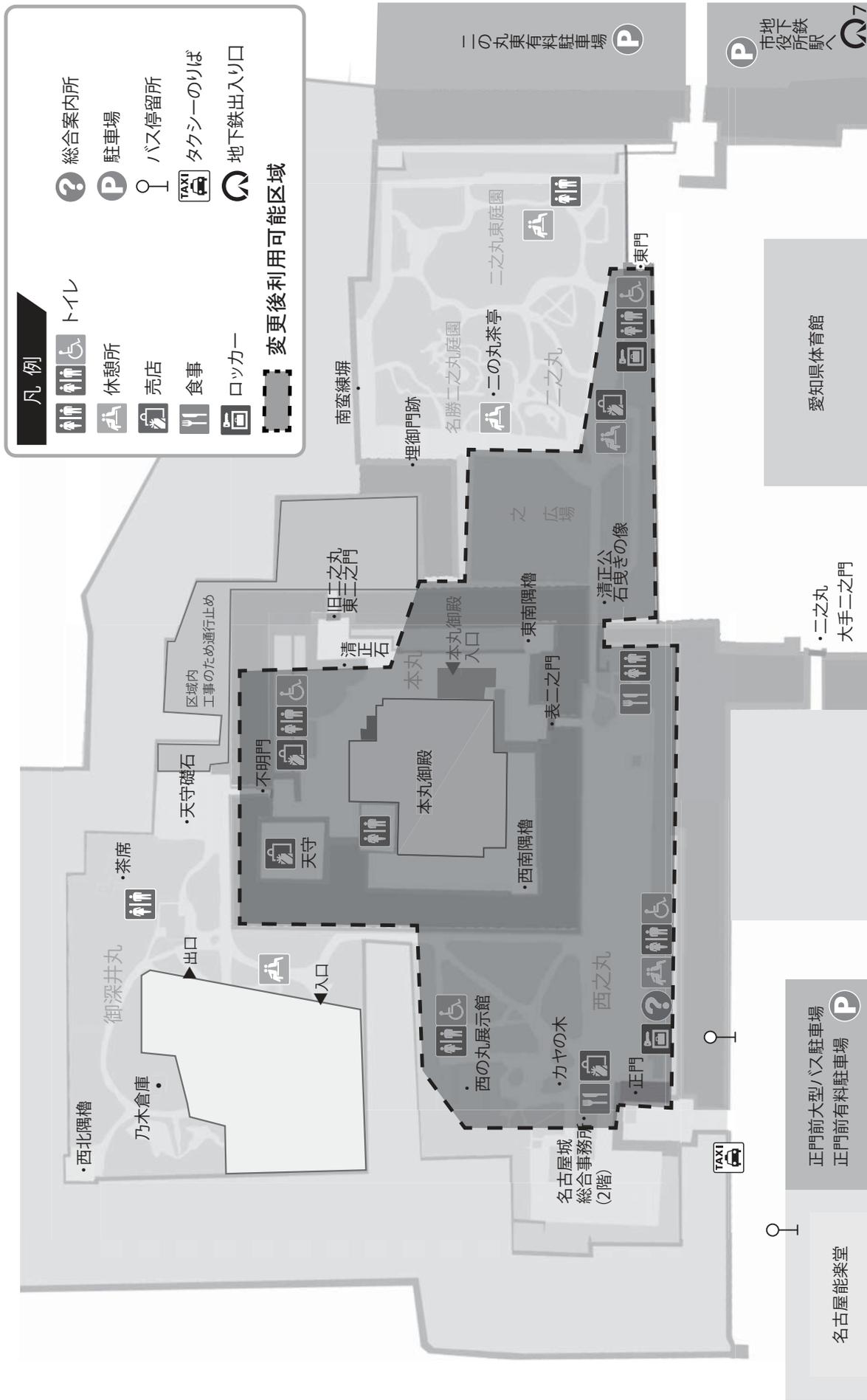
令和元年 8月 9日から同月18日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 8時30分まで」に変更します。

3 その他

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により、上記変更時間のうち午後 4時30分から午後 8時30分までの利用区域を別図のとおり制限します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

(別図) 変更後利用区域図



名古屋市告示第 167号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

令和元年 7月17日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 有料公園施設の名称
名城公園名古屋城

- 2 変更内容

令和元年 8月19日から同月31日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 5時30分まで」に変更します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

名古屋市告示第 168 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和元年 7 月 17 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定期検査を行う区域

西区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
10月 3 日（木）	榎小学校（正門：玄関）
10月 4 日（金）	庄内小学校（正門：特別活動室）
10月 8 日（火）	上名古屋小学校（正門：玄関）
10月 10 日（木）	栄生小学校（南門：体育館）
10月 24 日（木）	平田小学校（正門：玄関）
10月 25 日（金）	山田中学校（北門：金工室）
10月 29 日（火）	なごや小学校（西通用口：体育館）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条

第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 169号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2項の規定により告示します。

令和元年 7月17日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 委託した有料公園施設の使用料
日光川公園プール使用料
- 2 委託した相手方及び委託期間

委託した相手方	委託期間
東京都千代田区二番町 8番地 8 株式会社セブンドリーム・ドットコム 代表取締役社長 松田 良二	令和元年 7月 1日から同年10 月31日まで
東京都品川区東品川二丁目 3番11号 株式会社 J T B 代表取締役社長 高橋 広行	令和元年 6月21日から同年10 月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 170号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年 7月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ソフィアメディ株式会社	ソフィア訪問看護ステーション千種	名古屋市千種区北千種一丁目 4番10号	令和元年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社大幸	訪問看護ステーションみらいふ	名古屋市西区清里町 450番地	令和元年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社Fステップ	訪問看護リハビリステーション Fステップ	名古屋市中区富士見町15番31号	令和元年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人白水会	白水クリニック 通所リハビリテーション	名古屋市昭和区山里町 159番地の 1	令和元年 7月 1日	通所リハビリテーション 介護予防通所リハ

	ン			ビリテーション
株式会社トラ ストケア	訪問看護ステ ーション ト ラストケア港	名古屋市港区十 一屋三丁目40番 地の 2	令和元年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
パナソニック エイジフリー 株式会社	パナソニック エイジフリ ーケアセンタ ーみどり・訪 問入浴	名古屋市緑区相 川三丁目38番地	令和元年 7月 1日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ブレ インフォース	クーラ	名古屋市西区栄 生三丁目 8番43 号	令和元年 7月 1日	訪問介護
社会福祉法人 しあわせあつ くん	いちごヘルパ ースステーショ ン	名古屋市瑞穂区 塩入町10番 5号	令和元年 7月 1日	訪問介護
一般社団法人 明日葉	訪問介護ステ ーション明日 葉	名古屋市中川区 大当郎三丁目 2009番地	令和元年 7月 1日	訪問介護
株式会社レガ ーレ	レガール訪問 介護事業所	名古屋市天白区 大根町 269番地	令和元年 7月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類

社会福祉法人 長寿の里	香流川翔裕園	名古屋市名東区 香流一丁目 101 番地	令和元年 7月 1日	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護
----------------	--------	----------------------------	---------------	----------------------------------------

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
バックオフィ ス株式会社	デイサービス ゴールデン リング本陣	名古屋市中村区 十王町13番34号	令和元年 7月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社EM A	食楽ガーデン 笑愛	名古屋市港区東 蟹田 902番地	令和元年 7月 1日	地域密着型通所介 護
有限会社生き がい計画	フェリシーテ 名東	名古屋市名東区 香南一丁目 405 番地	令和元年 7月 1日	地域密着型通所介 護

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社福寿	サザンカ介護 支援事務所	名古屋市北区楠 味鋤五丁目 510 番地	令和元年 7月 1日	居宅介護支援
株式会社シル バーライフ	ひだまりケア プランセンタ ー	名古屋市港区川 間町 2丁目 160 番地	令和元年 7月 1日	居宅介護支援
社会福祉法人 愛港福祉会	介護支援セン ター東茶屋	名古屋市港区東 茶屋二丁目 401 番地の 1	令和元年 7月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 171号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和元年 7月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社たまご	訪問看護ステーション アンジュミット	名古屋市南区泉楽通 3丁目25番地	令和元年 5月13日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ブライトライフトキワ	トキワ訪問看護リハビリステーション	名古屋市中区富士見町15番31号	令和元年 5月31日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社シャンティ	訪問介護サービス なのhana	名古屋市西区中小田井五丁目 375番地	令和元年 5月 9日	訪問介護

特定非営利活動法人あおい	ヘルパーステーションうさぎ	名古屋市守山区 原境町1110番地	令和元年 5月9日	訪問介護
株式会社はなみずき	ヘルパーステーションはなみずき	名古屋市中川区 荒江町16番13号	令和元年 5月13日	訪問介護
アサヒサンク リーン株式会社	アサヒサンク リーンホーム ヘルパー派遣 センター瑞穂	名古屋市瑞穂区 上坂町1丁目19 番地の1	令和元年 5月27日	訪問介護
株式会社大志	アイリスけあ サービス	名古屋市南区元 柴田東町4丁目 83番地	令和元年 5月31日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
社会福祉法人 高針福祉会	小規模多機能 ホーム香流川	名古屋市名東区 香流一丁目101 番地	令和元年 5月31日	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社サク ラコーポレー ション	サクラ デイ サポート一社	名古屋市名東区 一社三丁目76番 地	令和元年 5月7日	地域密着型通所介 護

株式会社中日 経済文化交流 促進会	整膚学園デイ サービス	名古屋市東区葵 三丁目 1番20号	令和元年 5月23日	地域密着型通所介 護
バックオフィ ス有限公司	デイサービス ゴールデン リング伏屋	名古屋市中川区 伏屋一丁目 806 番地の 1	令和元年 5月24日	地域密着型通所介 護
株式会社クニ カ	デイサービス こんぺいと う	名古屋市名東区 香南一丁目 405 番地	令和元年 5月30日	地域密着型通所介 護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 172号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和元年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5条第 2項で定める者にあつては 5年）を経過しないものでないこと。

(8) 原則として、保証人 1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和元年 7月26日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和元年 7月26日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和元年 7月26日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和元年 8月 5日（月）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社先着順入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和元年 8月 5日（月）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和元年 8月 6日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和元年 8月 6日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 70戸

事故住宅 6戸

第 2 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 4戸

事故住宅 1戸

第 3 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

- 2 申込み用紙の交付
第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 3 申込みの受付
第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 4 公募予定戸数
公営住宅
空家住宅 21戸
事故住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 173号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社マックビーヒル就労支援機構 名古屋市中村区太閤通 5丁目19番地の 3	まっくビーホーム ケア中村 名古屋市中村区太閤通 5丁目19番地の 3	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2310100686	令和元年 7月 1日
株式会社ブレインフォース 名古屋市西区栄生三丁目 8番43号	クーラ 名古屋市西区栄生三丁目 8番43号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2310201328	令和元年 7月 1日
株式会社ORANGE 名古屋市西区新道一丁目20番15号	オレンジ 名古屋市西区新道一丁目20番15号	就労継続支援 A型	2310201336	令和元年 7月 1日
合同会社SKY	スカイ金山	就労継続支援	2311100628	令和元年

千葉市中央区富士見二丁目 3番 1号	名古屋市熱田区金山町一丁目 3番 6号	A型		7月 1日
社会福祉法人ゆたか福祉会 名古屋市南区泉楽通 4丁目 5番地の 3	ホームみらい 名古屋市港区正保町 8丁目 110番地	短期入所	2311200907	令和元年 7月 1日
	みらいろ 名古屋市港区正保町 8丁目 110番地	生活介護	2311200907	令和元年 7月 1日
株式会社愛知発達サポートセンター 名古屋市昭和区北山町 3丁目38番地の 5	ショートステイポコたぬきさん 名古屋市中川区法華西町 3丁目27番地の 1	短期入所	2311301515	令和元年 7月 1日
株式会社チャレンジドジャパン 仙台市青葉区本町二丁目 3番10号	就労支援センターひゅーまにあ名古屋栄 名古屋市中区栄三丁目13番20号	就労定着支援	2316100920	令和元年 7月 1日
合同会社MT 埼玉県春日部市緑町六丁目 9番 1ー804号	MT工房八事 名古屋市昭和区八事本町 101番地の 11	就労継続支援 A型	2316200928	令和元年 7月 1日
株式会社レガール 名古屋市瑞穂区瑞穂通 7丁目32番地の 1	レガール訪問介護事業所 名古屋市天白区大根町 269番地	居宅介護 重度訪問介護	2316401211	令和元年 7月 1日
ブジュール合同会社 名古屋市北区山田	アヴェニールサポート 名古屋市北区山田	行動援護	2317300891	令和元年 7月 1日

四丁目12番34号	四丁目12番34号			
株式会社ウイング ル 愛知県一宮市奥町 字宮前44番地 1	いつき訪問介護事 業所名古屋北 名古屋市北区楠味 鏡五丁目1716番地	居宅介護 重度訪問介護	2317301493	令和元年 7月 1日
合同会社ススキ 名古屋市名東区上 菅一丁目1116番地	ヘルパーステーシ ョンすずめ 名古屋市北区平安 二丁目24番36号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317301501	令和元年 7月 1日
社会福祉法人等生 会 名古屋市北区金城 町 4丁目47番地の 2	多機能型生活介護 かくれんぼ 名古屋市北区金城 町 4丁目47番地の 3	生活介護	2317301519	令和元年 7月 1日
合同会社ハルモニ ア 愛知県尾張旭市桜 ヶ丘町一丁目85番 地	スマイル訪問介護 センター 名古屋市守山区町 南 1番 1号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317601686	令和元年 7月 1日
有限会社アール・ アイ・エス 愛知県豊明市新栄 町三丁目 434番地	グラン・リオ高社 名古屋市名東区高 社一丁目60番地	短期入所	2318001282	令和元年 7月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 174号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
一般社団法人またあした 愛知県半田市乙川深田町二丁目46番地	障がい相談支援事業所はなみずき 名古屋市名東区名東本通 3丁目55番地の 2	一般相談支援 特定相談支援	2338000181	令和元年 7月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 175号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
株式会社シャンテ イ 名古屋市西区中小 田井五丁目 375番 地	訪問介護サービス なのはな 名古屋市西区中小 田井五丁目 375番 地	居宅介護 重度訪問介護	2310200833	令和元年 6月 9日
株式会社はなみず き 名古屋市中川区荒 江町16番13号	ヘルパーステーシ ョンはなみずき 名古屋市中川区荒 江町16番13号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311301002	令和元年 6月13日
社会福祉法人ゆた か福祉会 名古屋市南区泉楽 通 4丁目 5番地の 3	リサイクル港作業 所 名古屋市港区正徳 町 6丁目 3番地	生活介護	2311200089	令和元年 6月30日
アサヒサンクリー	アサヒサンクリー	居宅介護	2311400077	令和元年

ン株式会社 静岡市葵区本通十 丁目 8番地の 1	ンホームヘルパー 派遣センター瑞穂 名古屋市瑞穂区上 坂町 1丁目19番地 の 1	重度訪問介護		6月30日
株式会社ケア・セ レブ 名古屋市北区辻本 通 1丁目49番地の 1	ヘルパーステーシ ョンアエル 名古屋市北区辻本 通 1丁目49番地の 1	重度訪問介護	2317301170	令和元年 6月30日
株式会社縁 名古屋市北区金城 町 4丁目56番地	多機能型生活介護 かくれんぼ 名古屋市北区金城 町 4丁目47番地	生活介護	2317301295	令和元年 6月30日
株式会社大志 名古屋市南区元柴 田東町 4丁目83番 地	アイリスけあサー ビス 名古屋市南区元柴 田東町 4丁目83番 地	居宅介護 重度訪問介護	2318100985	令和元年 6月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 176号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
特定非営利活動法人ファミリーサポートなごや 名古屋市港区秋葉一丁目 181番地の47	さくらんぼPlann 名古屋市昭和区八雲町81番地の16	特定相談支援	2336200130	令和元年 6月30日
		障害児相談支援	2376200149	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 177号

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島の臨時開館について

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）
第 2条第 3項の規定により、次のとおり休業日に臨時開館します。

令和元年 7月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 臨時に開館する施設

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島

2 臨時に開館する日

令和元年 8月28日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市上下水道局告示第3号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和元年7月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月16日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
令和元年8月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
緑区	大清水西		一部	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	黒沢台三丁目		〃	〃
	長根町		〃	〃
	鳴海町	相原町 乙子 山 三王山	〃	〃

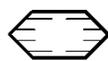
- 3 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
-----	--

分流式	緑区
-----	----

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1



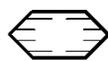
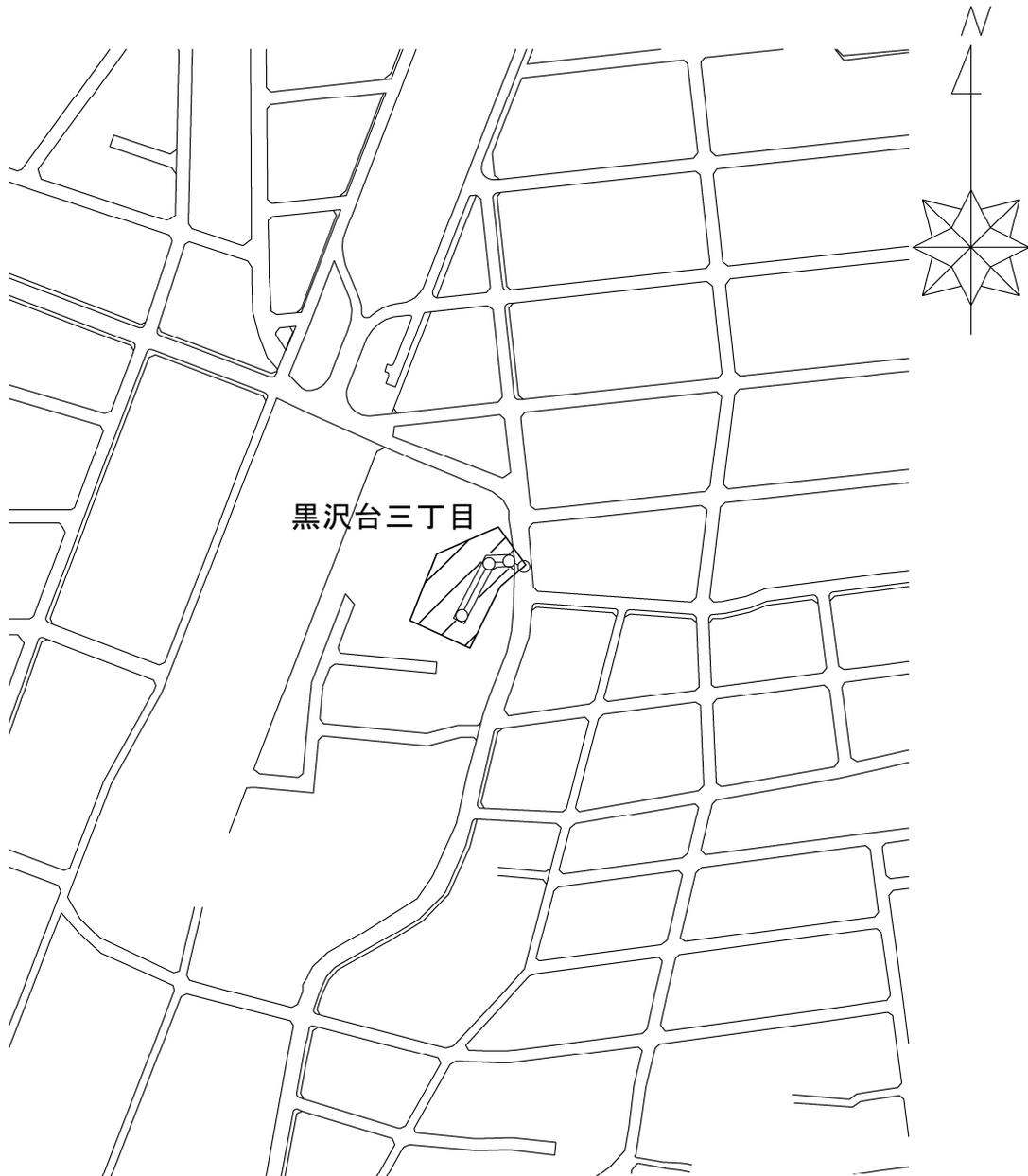
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2



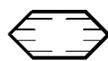
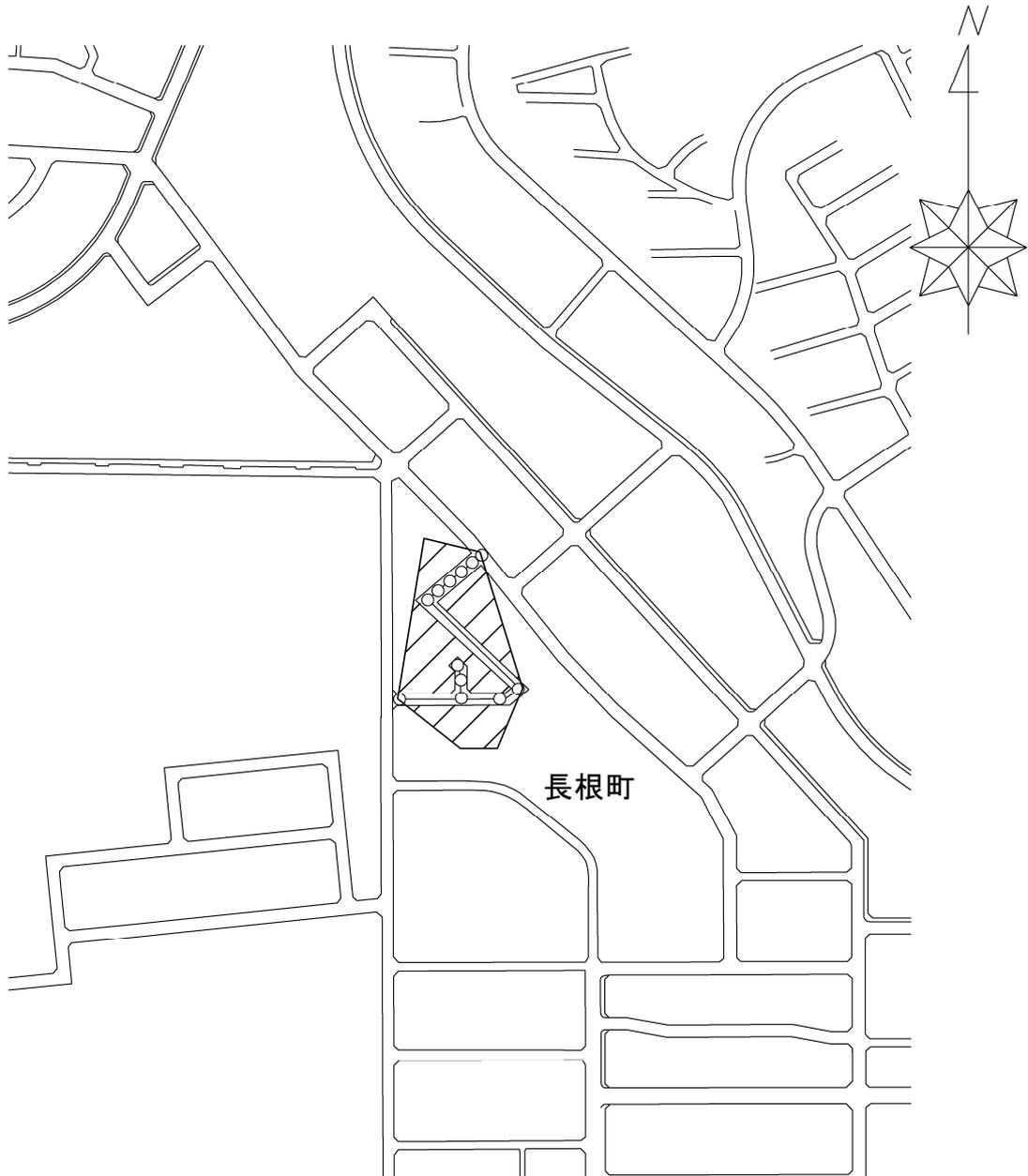
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3



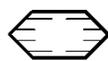
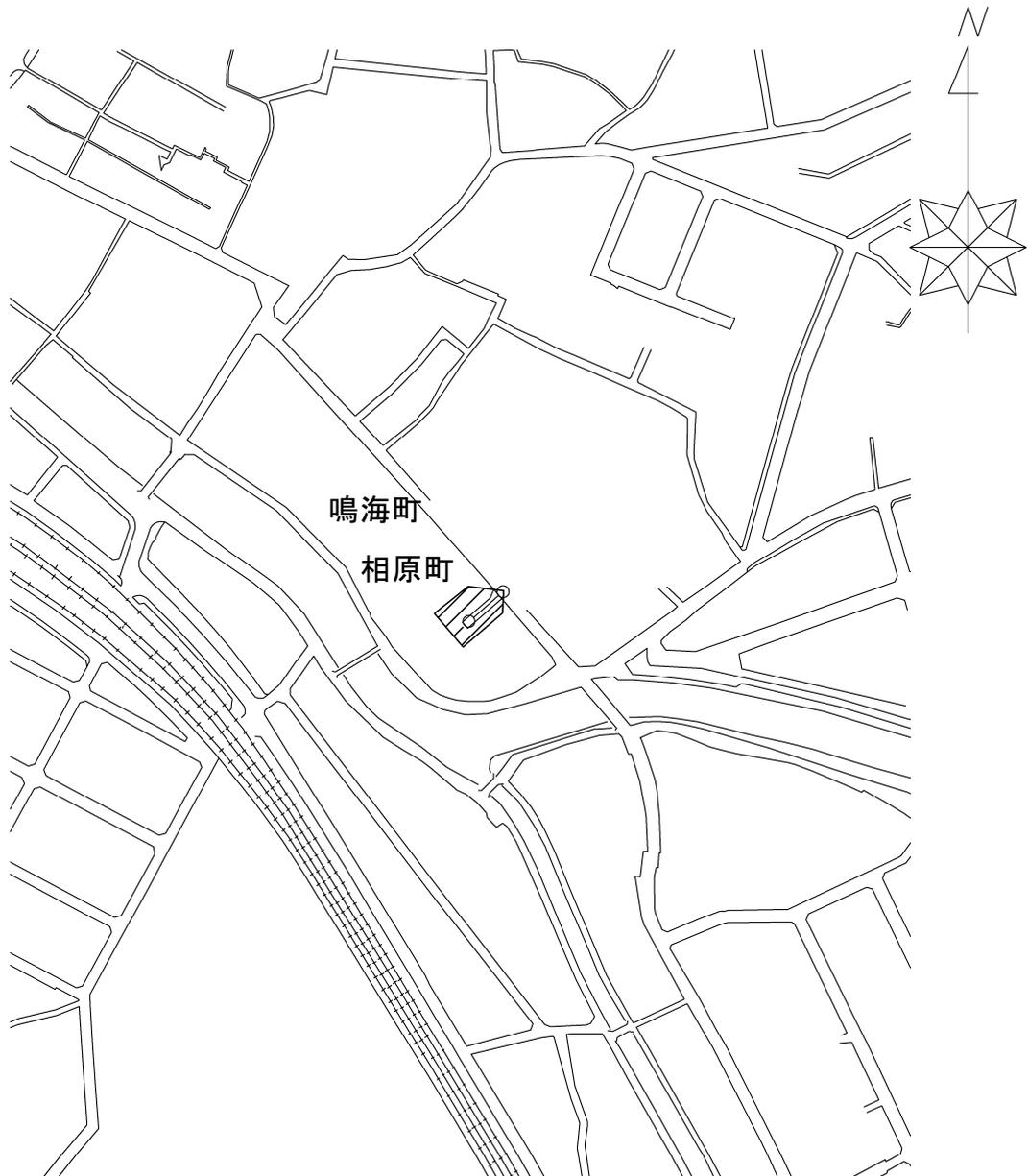
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設的位置図

緑区（分流式）No. 4



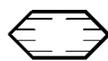
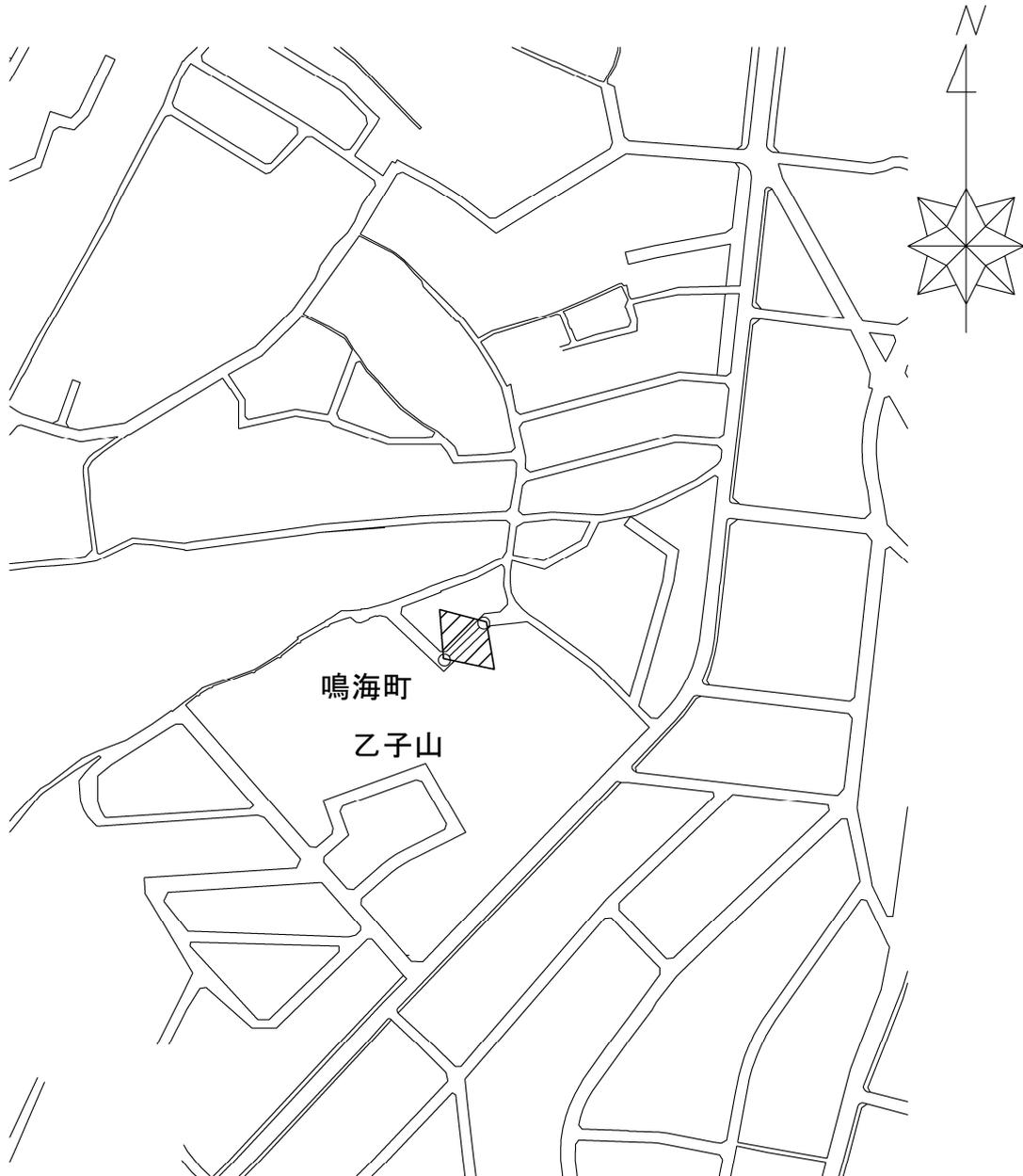
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 5



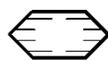
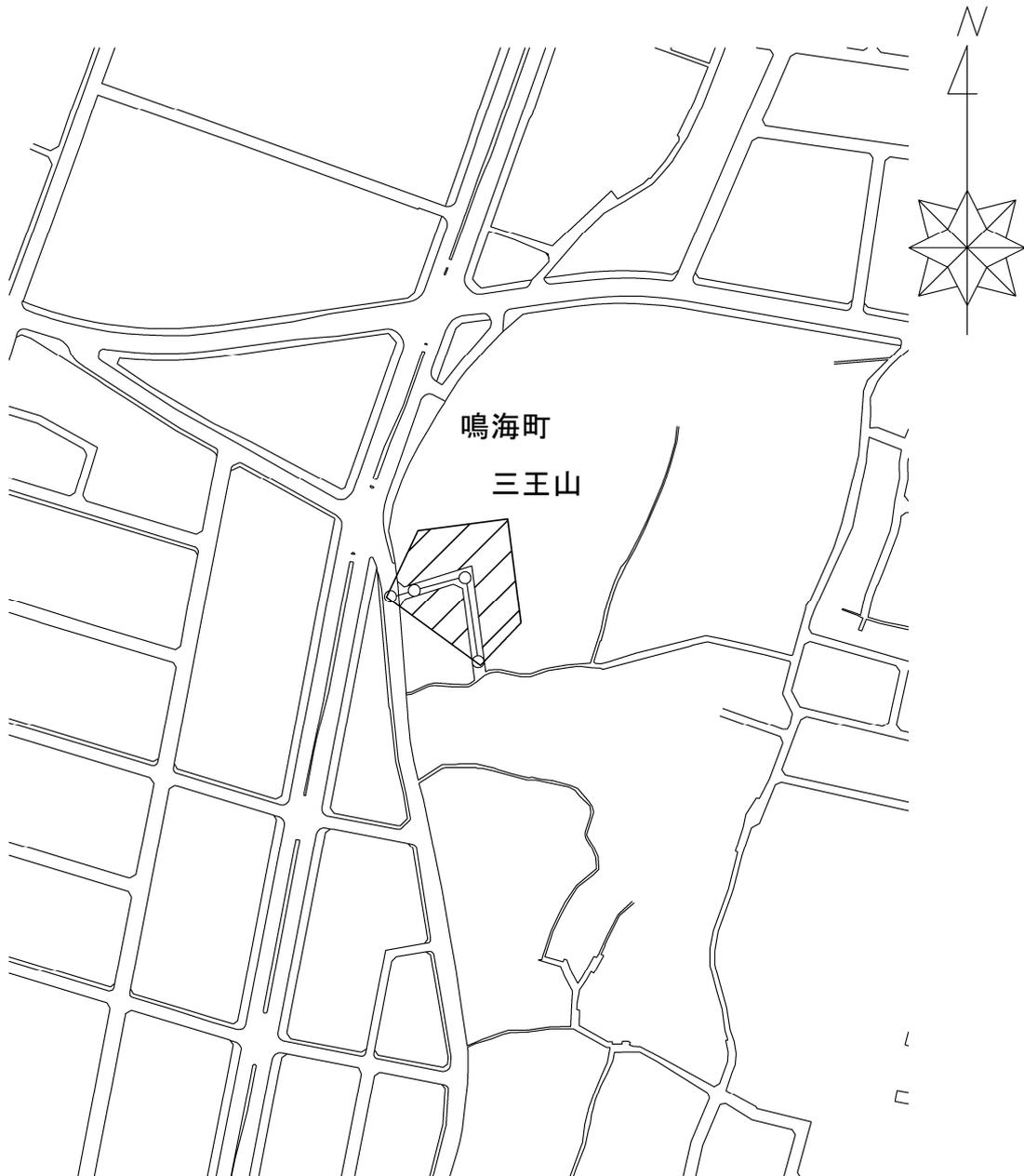
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設的位置図

緑区（分流式）No. 6



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 7月16日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社ハイエース
名古屋市名東区高針原二丁目1604番地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
4,865平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
令和元年 7月 1日
- 5 廃止する理由
閉店のため

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 7月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ハイエース

名古屋市名東区高針原二丁目1604番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
ヤマサ總業(株)	代表取締役社長 鈴木 一輔	名古屋市東区主税町3丁目10番地	変更なし	代表取締役 道山 岳司	名古屋市熱田区桜田町20番18号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
(株)ハイエース	代表取締役社長 鈴木 一輔	名古屋市名東区高針原二丁目1604番地	変更なし	代表取締役 道山 岳司	変更なし

3 変更の日

平成27年 6月26日

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者及び住所変更のため
- (2) 小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和元年 6月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 7月16日から同年11月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年11月18日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 7月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール新瑞橋

名古屋市南区菊住一丁目 601番 1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
三井住友信託銀行(株)	代表取締役 常陰 均	東京都千代田区丸の内一丁目 4番 1号	変更なし	代表取締役 橋本 勝	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所	
1	(有)ハンドバッグカトレヤ	代表取締役 濱島 佳一	名古屋市西区江向町 5丁目 37番地	—	—	—	平成28年 2月 20日
2	(株)ヤマダヤ	代表取締役 山田 太郎	名古屋市西区城西一丁目 3番 5号	—	—	—	平成28年 8月 31日

3	(株)ラッシュ ジャパン	代表取締役 ゲーリーア ンドリュー マーティン	神奈川県愛 甲郡愛川町 中津4027番 地 3	—	—	—	平成 28年 2月 20日
4	(株)CHEL SEA N ew Yo rk	代表取締役 北方 康弘	石川県石川 郡野々市町 御経塚 3丁 目 488	—	—	—	平成 28年 2月 20日
5	綿新産業(株)	代表取締役 伊藤 哲郎	愛知県津島 市今市場町 四丁目14番 地	—	—	—	平成 28年 7月 31日
6	(株)ひらおか	代表取締役 平岡 正也	静岡市葵区 春日二丁目 11番10号	—	—	—	平成 27年 5月 17日
7	(株)タオル美 術館	代表取締役 越智 康行	東京都港区 白金台三丁 目19番 1号	—	—	—	平成 28年 7月 31日
8	(株)ピースブ レアコーポ レーション	代表取締役 廣田 成守	三重県四日 市市伊倉一 丁目 1番53 号	—	—	—	平成 28年 2月 29日
9	(株)美里花き 流通グルー プ	代表取締役 櫛田 篤弘	名古屋市瑞 穂区瑞穂通 八丁目 9番 地の 1	—	—	—	平成 28年 2月 20日
10	(株)麦の穂	代表取締役 今泉 智幸	大阪市北区 西天満三丁 目13番20号	—	—	—	平成 30年 3月 25日
11	(株)モミアン ドトイ・エ ンターテイ メント	代表取締役 川上 統一	東京都豊島 区巣鴨一丁 目14番 8号	—	—	—	平成 28年 2月 21日
12	(株)丸澤屋	代表取締役 澤木 孝夫	名古屋市中 区正木四丁 目 9番 1号	—	—	—	平成 28年 8月 20日
13	(株)オンワー ド檜山	代表取締役 廣内 武	東京都中央 区京橋一丁 目 7番 1号	—	—	—	平成 28年 2月 20日
14	(有)ビズカン パニー	代表取締役 陳 必正	宮城県塩竈 市本町 5番 23号	—	—	—	平成 27年 2月 19日

15	(株)ツツミ	代表取締役 互 智司	埼玉県蕨市 中央四丁目 24番26号	—	—	—	平成 28年 2月 14日
16	(株)オリビア	代表取締役 佐藤 元	名古屋市西 区城西二丁 目 2番16号	—	—	—	平成 28年 8月 31日
17	(株)山文	代表取締役 奥村 明夫	名古屋市熱 田区伝馬三 丁目 2番 5 号	—	—	—	平成 30年 1月 31日
18	トリンプ・ インターナ ショナル・ ジャパン(株)	代表取締役 土居 健人	東京都中央 区築地五丁 目 6番 4号	—	—	—	平成 30年 11月 18日
19	(株)コックス	代表取締役 吉竹 英典	東京都中央 区日本橋浜 町一丁目 2 番 1号	—	—	—	平成 28年 7月 31日
20	(株)メックス	代表取締役 富永 幸男	東京都青梅 市千ヶ瀬町 五丁目 604 番13号	—	—	—	平成 28年 2月 20日
21	(株)ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわ き市鹿島町 走熊字七本 松27番地の 1	—	—	—	平成 28年 2月 29日
22	(株)チュチュ アンナ	代表取締役 上田 利昭	大阪市阿倍 野区天王寺 町北二丁目 3番 1号	—	—	—	平成 28年 2月 20日
23	(株)アロー	代表取締役 今枝 諄一	名古屋市中 村区名駅三 丁目22番 8 号	—	—	—	平成 28年 2月 20日
24	(株)ツバサヤ	代表取締役 岡田 正治	名古屋市北 区大曾根三 丁目 9番 5 号	—	—	—	平成 29年 10月 31日
25	セルレ(株)	代表取締役 鳥居 伸一	東京都中央 区銀座四丁 目 8番10号	—	—	—	平成 29年 10月 31日
26	(株)パッショ ン	代表取締役 吉本 英明	福井県福井 市半田町第 7号 1番地 の 3	—	—	—	平成 28年 2月 20日

27	(株)アイディ ーランドカ ンパニー	代表取締役 福澤 弘康	東京都渋谷 区猿楽町11 番地19	—	—	—	平成 27年 1月 15日
28	(株)東京デリ カ	代表取締役 木山 剛史	東京都葛飾 区新小岩一 丁目48番 1 号	—	—	—	平成 28年 2月 20日
29	(株)ジン	代表取締役 山本 篤	三重県四日 市市新正一 丁目12番 4 号	—	—	—	平成 27年 9月 30日
30	(株)日永洋服 店	代表取締役 日永 雄大	名古屋市中 区大須三丁 目25番27号	—	—	—	平成 28年 2月 20日
31	(株)テビス	代表取締役 平井 裕蔵	東京都豊島 区池袋二丁 目40番12号	—	—	—	平成 28年 7月 31日
32	(株)チチカカ	代表取締役 木南 仁志	横浜市港北 区新横浜二 丁目 2番地 3	—	—	—	平成 28年 2月 20日
33	(株)グランド スラム	代表取締役 中村 明子	大阪市西区 北堀江一丁 目19番 8号	—	—	—	平成 30年 11月 11日
34	(株)A s p i r a t i o n	代表取締役 古田 紘大	名古屋市中 区門前町 1 番10号	—	—	—	平成 30年 12月 17日
35	(株)フェズ	代表取締役 高松 秀行	福岡市博多 区博多駅東 三丁目 4番 10号	—	—	—	平成 29年 8月 10日
36	吉田商事(株)	代表取締役 斎藤 裕幸	愛知県豊橋 市西小鷹野 一丁目 2番 地の 6	—	—	—	平成 26年 9月 1日
37	(株)アリーナ 館	代表取締役 石黒 嗣朗	愛知県小牧 市北外山 943番地	—	—	—	令和 元年 6月 10日
38	(株)イオンイ ーハート	代表取締役 中村 弘治	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 3番地	—	—	—	令和 元年 6月 10日

39	インスマー ト(株)	代表取締役 奥原 誠次 郎	広島市中区 袋町 1番14 号	—	—	—	令和 元年 6月 10日
40	(株)エム・ワ イ・ケー	代表取締役 吉楽 裕	神奈川県藤 沢市藤沢 438番地の 1	—	—	—	令和 元年 6月 10日
41	(有)カネコ	代表取締役 金子 太	滋賀県高島 郡安雲川町 末広四丁目 6番地	—	—	—	令和 元年 6月 10日
42	(株)ジー・テ イスト	代表取締役 杉本 英雄	仙台市宮城 野区福岡二 丁目 2番10 号	—	—	—	令和 元年 6月 10日
43	(株)第一楽器	代表取締役 服部 勝彦	三重県四日 市市安島二 丁目 3番32 号	—	—	—	令和 元年 6月 10日
44	(株)ベルパー ク	代表取締役 西川 猛	東京都千代 田区平河町 一丁目 4番 12号	—	—	—	令和 元年 6月 10日
45	(株)マサケン	代表取締役 石川 政道	名古屋市中 村区名駅三 丁目 3番 2 号	—	—	—	令和 元年 6月 10日
46	—	—	—	フランス総 合医療(株)	代表取締役 杉木 和彦	東京都千代 田区平河町 1丁目 8番 8号	平成 30年 3月 7日
47	—	—	—	(株)ルルアー ク	代表取締役 長友 伸二	福岡市東区 松島 3丁目 30番 2号	平成 30年 2月 22日
48	—	—	—	(株)はせがわ	代表取締役 江崎 徹	東京都文京 区後楽一丁 目 5番 3号	平成 30年 5月 29日
49	—	—	—	(株)キャン	代表取締役 立花 隆央	岡山市北区 幸町 2番 8 号	平成 30年 9月 14日
50	—	—	—	(株)ジーユー	代表取締役 柚木 治	山口県山口 市佐山 717 番地 1	平成 28年 10月 28日

51	—	—	—	エステール ホールディ ングス(株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区 虎ノ門四丁 目 3番13号	平成 28年 9月 15日
52	—	—	—	(株)ポーラ	代表取締役 横手 喜一	東京都品川 区西五反田 二丁目 2番 3号	平成 28年 10月 28日
53	—	—	—	(株)尾東	代表取締役 人見 靖志	愛知県春日 井市高山町 1丁目 8番 地 4	平成 28年 10月 28日
54	—	—	—	(株)ヒマラヤ	代表取締役 後藤 達也	岐阜県岐阜 市江添 1丁 目 1番 1号	平成 28年 10月 28日
55	—	—	—	(有)ワンラブ	代表取締役 小林 励	名古屋市中 区錦三丁目 10番 2号	平成 28年 10月 28日
56	—	—	—	(株)みのや	代表取締役 正木 宏和	さいたま市 中央区下落 合1050番地 2	平成 28年 10月 28日
57	—	—	—	(株)Land scape	代表取締役 藤間 英光	東京都港区 北青山三丁 目 5番 8号	平成 30年 6月 15日
58	—	—	—	(株)タカヨシ	代表取締役 高品 政明	千葉市美浜 区中瀬 1丁 目 3番地	平成 28年 10月 25日
59	—	—	—	(株)オレンジ フードコー ト	代表取締役 内田 和明	東京都江東 区大島四丁 目 6番 1号	平成 28年 4月 15日
60	—	—	—	(株)アルカス インターナ ショナル	代表取締役 内山 誠一	神戸市中央 区港島中町 6丁目 8番 地 1	平成 28年 9月 1日
61	—	—	—	(株)三松	代表取締役 工藤 広平	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 二丁目39番 3号	平成 29年 9月 1日
62	(株)バンダレ コード	代表取締役 小日向 義 廣	埼玉県所沢 市日吉町 2 番 2号	(株)玉光堂	変更なし	東京都豊島 区東池袋 1 丁目21番11 号	平成 26年 4月 1日

63	(株)ココカラ ファイン	代表取締役 塚本 厚志	横浜市港北 区新横浜三 丁目17番 6 号	(株)ココカラ ファインヘ ルスケア	変更なし	変更なし	平成 25年 4月 1日
64	(株)ペグプレ ジール	代表取締役 竹内 新一 郎	名古屋市中 村区井深町 10番28号	(株)ペグ	代表取締役 渡辺 道久	変更なし	平成 28年 9月 1日
65	(株)パレモ	代表取締役 小田 保則	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	パレモ・ホ ールディン グス(株)	代表取締役 吉田 馨	変更なし	平成 28年 2月 21日
66	(株)ワールド ド	代表取締役 寺井 秀蔵	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1	(株)スタイル フォース	代表取締役 長元 明	変更なし	平成 28年 8月 1日
67	(株)中央コン タクト	代表取締役 藤本 亮吉	静岡市葵区 伝馬町 3番 地の 1	変更なし	変更なし	静岡市駿河 区南町14番 1号	平成 27年 3月 1日
68	東京シャツ (株)	代表取締役 鈴木 正利	東京都千代 田区東神田 二丁目 8番 12号	変更なし	代表取締役 五十部 雅 昭	東京都台東 区駒形 1丁 目 3番16号	平成 29年 6月 17日
69	(株)ジーフッ ト	代表取締役 服部 博幸	名古屋市中 区今池三 丁目 4番10 号	変更なし	代表取締役 堀江 泰文	東京都中央 区新川一丁 目23番 5号	平成 27年 3月 1日
70	(株)三城	代表取締役 加賀 純一	東京都中央 区銀座一丁 目 7番 7号	変更なし	代表取締役 澤田 将広	変更なし	平成 29年 6月 1日
71	(株)良品計画	代表取締役 金井 政明	東京都豊島 区東池袋四 丁目26番 3 号	変更なし	代表取締役 松崎 暁	変更なし	平成 27年 6月 1日
72	(株)セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣 市外淵二丁 目38番地	変更なし	代表取締役 河合 映治	変更なし	平成 26年 6月 24日
73	(株)アダスト リアホール ディングス	代表取締役 遠藤 洋一	東京都中央 区八重洲二 丁目 7番 2 号	変更なし	代表取締役 福田 三千 男	変更なし	平成 25年 9月 1日
74	イオンリテ ール(株)	代表取締役 梅本 和典	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1	変更なし	代表取締役 井出 武美	変更なし	平成 31年 3月 1日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成28年10月 1日
- (2) 小売業者については、上記 2 (2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo.36までの小売業者については、退店のため
- (3) No.37からNo.45までの小売業者については、大規模小売店舗立地法上の小売店舗ではなかったため
- (4) No.46からNo.61までの小売業者については、入店のため
- (5) No.62の小売業者については、名称及び住所変更のため
- (6) No.63の小売業者については、名称変更のため
- (7) No.64からNo.66までの小売業者については、名称及び代表者変更のため
- (8) No.67の小売業者については、住所変更のため
- (9) No.68及びNo.69の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (10) No.70からNo.74までの小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和元年 6月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 7月16日から同年11月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年11月18日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和元年 7月18日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和元年 7月22日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第52号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第53号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第54号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第55号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第56号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課